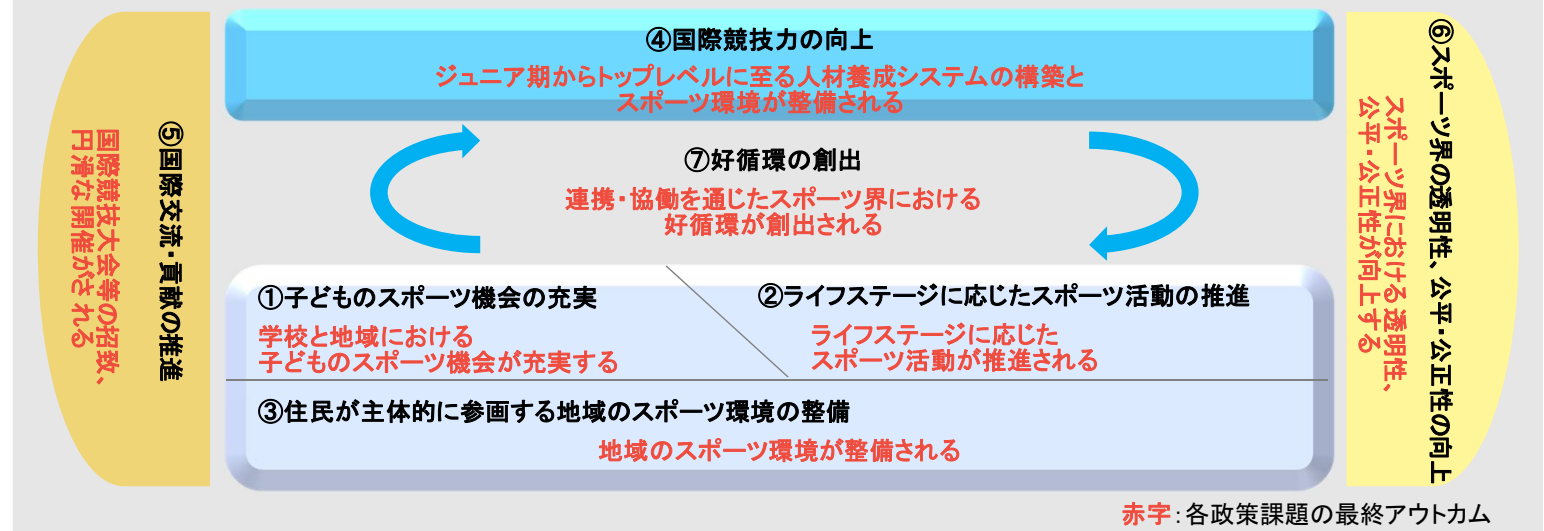


スポーツ基本計画評価体系の全体像

- ▶ スポーツ基本計画の政策体系は、7つの政策課題それぞれについて、「政策目標」、「施策目標」及び「今後の具体的施策展開」が示される3層構造となっている。
- ▶ 評価体系の策定に当たってはロジック・モデルの考え方を活用し、スポーツ基本計画の「政策目標」を「最終アウトカム」に、「施策目標」を「中間アウトカム」に、「今後の具体的施策展開」を「直接アウトカム」として整理した。
- ▶ また、スポーツ基本計画では、「今後の具体的施策展開」に取り組む主体が明示されている。評価体系の策定に当たっては、これらの主体を「国・独立行政法人」「自治体」「スポーツ団体・学校/大学・企業等」に分けて、それぞれに紐付く形で直接アウトカムを導出した。

スポーツ基本計画の評価体系の全体像（イメージ）



政策課題	最終アウトカム	中間アウトカム
①子どものスポーツ機会の充実	学校と地域における子どものスポーツ機会が充実する	<ul style="list-style-type: none"> 子どもが積極的に運動遊び等を通じてスポーツに親しむ習慣や意欲が養われ、体力が向上する 学校の教育活動全体を通じて児童生徒がスポーツの楽しさや喜びを味わえる 地域のスポーツ環境の充実により、子どものスポーツ機会が向上する
②ライフステージに応じたスポーツ活動の推進	ライフステージに応じたスポーツ活動が推進される	<ul style="list-style-type: none"> ライフステージに応じたスポーツ参加等を促進する環境が整備される <ul style="list-style-type: none"> スポーツ実施率の向上/多様な主体のスポーツ参加の促進/スポーツボランティア活動の普及促進 スポーツによって生じる事故・外傷・障害等の防止や軽減が図られる <ul style="list-style-type: none"> スポーツ安全に関する情報分析・研究及び成果の活用/AEDの活用/スポーツ施設等の安全対策
③住民が主体的に参画する地域のスポーツ環境の整備	地域のスポーツ環境が整備される	<ul style="list-style-type: none"> コミュニティの中心となる地域スポーツクラブが育成・推進される <ul style="list-style-type: none"> 地域スポーツクラブの育成・支援等/地域スポーツクラブと地域との連携による課題解決等/総合型クラブ間のネットワークの拡充 地域のスポーツ指導者等が充実する <ul style="list-style-type: none"> スポーツ指導者の養成/スポーツ指導者の活用促進/スポーツ推進委員の資質向上/クラブアドバイザーの育成 地域のスポーツ施設が充実する <ul style="list-style-type: none"> 既存施設の共同利用・活用の促進/スポーツ施設の整備・充実 地域スポーツと企業・大学等が連携する
④国際競技力の向上	ジュニア期からトップレベルに至る人材養成システムの構築とスポーツ環境が整備される	<ul style="list-style-type: none"> ジュニア期からトップレベルに至る戦略的支援が強化される スポーツ指導者及び審判員等の養成・研修やキャリア循環の形成がなされる トップアスリートのための強化・研究活動等の拠点が構築される
⑤国際交流・貢献の推進	国際競技大会等の招致、円滑な開催がなされる	<ul style="list-style-type: none"> 国際競技大会等の積極的な招致及び円滑な開催が支援される 国際スポーツ界における我が国の貢献度や存在感が向上する
⑥スポーツ界の透明性、公平・公正性の向上	スポーツ界における透明性、公平・公正性が向上する	<ul style="list-style-type: none"> ドーピング防止活動が推進される スポーツ団体のガバナンス強化と透明性の向上に向けた取組が推進される スポーツ紛争の予防及び迅速・円滑な解決に向けた取組が推進される
⑦好循環の創出	連携・協働を通じたスポーツ界における好循環が創出される	<ul style="list-style-type: none"> トップスポーツと地域におけるスポーツとの連携・協働が推進される 地域スポーツと企業・大学等が連携する

1. 学校と地域における子どものスポーツ機会の充実

1 学校と地域における子どものスポーツ機会が充実する

1-(1) 子どもが積極的に運動遊び等を通じてスポーツに親しむ習慣や意欲が養われ、体力が向上する

国・独立行政法人

1-(1)-1 子どもの体力向上に向けた取組における検証改善サイクルが確立される

1-(1)-2 全国的に幼児期からの体力向上に向けた取組の普及啓発がなされる

1-(1)-4 年齢や性別に応じたスポーツの促進や体力向上方策の中で、スポーツ医・科学の積極的な活用が図られる

1-(1)-5 地域のスポーツ施設やスポーツ指導者に対する障害者のニーズが把握される

1-(1)-5 地域のスポーツ施設が障害者を受け入れる際に必要な運営上・指導上の留意点に関する手引きや、新しい種目、用品・用具等の開発・実践研究が推進される

自治体

1-(1)-1 子どもの体力向上に向けた取組における検証改善サイクルが確立される

1-(1)-4 年齢や性別に応じたスポーツの促進や体力向上方策の中で、スポーツ医・科学の積極的な活用が図られる

1-(1)-3 幼児期から体を動かした遊びに取り組む習慣や望ましい生活習慣を身に付けさせるための取組が行われる

1-(1)-5 地域のスポーツ施設やスポーツ指導者に対する障害者のニーズが把握される

1-(1)-5 地域のスポーツ施設が障害者を受け入れる際に必要な運営上・指導上の留意点に関する手引きや、新しい種目、用品・用具等の開発・実践研究が推進される

スポーツ団体・学校/大学・企業等

一 凡例

アウトカムの共有

1-(1)-5

1-(1)-5

1つの「今後の具体的施策展開」から複数のアウトカムを抽出

1-(1)-5

1-(1)-6

1-(1)-7

「今後の具体的施策展開」の階層化

1-(2) 学校の教育活動全体を通じて児童生徒がスポーツの楽しさや喜びを味わえる

1-(2)-1 学習指導要領に基づく発達段階に応じた指導内容が定着する

1-(2)-4 地域での教育支援体制が強化される

1-(2)-5 安全かつ効果的な指導がされる

1-(2)-6 生徒のスポーツに関する多様なニーズに応えた中学校及び高等学校の運動部活動の充実が促進され、生徒の運動部活動への参加機会が充実する

1-(2)-9 学校の体育に関する活動を安心して行うことができる

1-(2)-11 障害のある児童生徒の学校の体育に関する活動について、障害の種類や程度に応じて参加できるようになる

1-(2)-10 (独立行政法人日本スポーツ振興センター) 災害共済給付業務から得られる学校の管理下における災害事例について、調査・分析が行われ、学校関係者等に情報提供が行われる

1-(2)-14 子どもが楽しく安全にスポーツに親しめる環境が創り出される

1-(2)-1 教員の指導力向上が図られる

1-(2)-3 体育の専科教員の配置を推進しながら、学校の教育活動全体を通じて、体育に関する活動の充実が図られる

1-(2)-4 地域のスポーツ指導者等が積極的に活用される

1-(2)-5 安全かつ効果的な指導がされる

1-(2)-7 児童生徒の多様なニーズに応える運動部活動が推進される

1-(2)-9 学校の体育に関する活動を安心して行うことができる

1-(2)-12 障害のある児童生徒の学校の体育に関する活動が推進される

1-(2)-15 耐震化やグラウンドの芝生化等の学校体育施設が充実する

1-(2)-2 (大学) 健康や安全、障害者に配慮した体育の授業や運動部活動の指導・経営・調整に必要な確かな力量等を備えた教員が養成される

1-(2)-8 (学校体育団体等スポーツ団体) 学校体育団体等のスポーツ団体において、主催する大会等について、国や地方公共団体と協議しながら総合型クラブで活動する生徒等の参加を認めたり、地域スポーツクラブの大会との交流大会を実施したりするなど、柔軟な対応が図られる

1-(2)-13 (学校) 障害のある児童生徒の教育的ニーズに応じて適切な教育的支援が行われる

1-(2)-13 (学校) 障害の有無にかかわらず、ともに体を動かす喜びを味わうとともに交流を深める取組等が行われる

1-(3) 地域のスポーツ環境の充実により、子どものスポーツ機会が向上する

1-(3)-1 積極的にスポーツを行わない子どもに対して魅力ある活動を提供し、子どものスポーツ環境が充実する

1-(3)-2 運動習慣が身に付いていない子どもやスポーツが苦手な子どもを運動好きにするためのきっかけがもたらされるとともに、豊かな人間性・社会性が育まれる

1-(3)-3 (国、独立行政法人国立青少年教育振興機構) 子どもが伸び伸びと、かつ安全に野外活動等が実施できるようになる

1-(3)-4 旅行先で気軽に多様なスポーツに親しめるスポーツツーリズムを推進し、子どもにとって居住地域だけでは不足しがちなスポーツ機会を向上させる

1-(3)-5 学校の体育に関する活動と地域スポーツの連携が促進される

1-(3)-11 障害者の競技大会への参加や旅行先でもスポーツに親しめる機会が充実する

1-(3)-10 地域のスポーツ施設やスポーツ指導者に対する障害者のニーズが把握される

1-(3)-10 地域のスポーツ施設が障害者を受け入れる際に必要な運営上・指導上の留意点に関する手引きや、新しい種目、用品・用具等の開発・実践研究が推進される

1-(3)-6 子どもの多様なスポーツ活動が効率的・効果的に行われるための取組が推進される

1-(3)-10 地域のスポーツ施設やスポーツ指導者に対する障害者のニーズが把握される

1-(3)-10 地域のスポーツ施設が障害者を受け入れる際に必要な運営上・指導上の留意点に関する手引きや、新しい種目、用品・用具等の開発・実践研究が推進される

1-(3)-7 (総合型クラブ) 子どもと保護者・家族が、異年齢の子どもや多世代の大人とともにスポーツに親しむことができる

1-(3)-8 (スポーツ少年団) 中学生や高校生のスポーツ少年団への参加の促進に対する取組が行われる

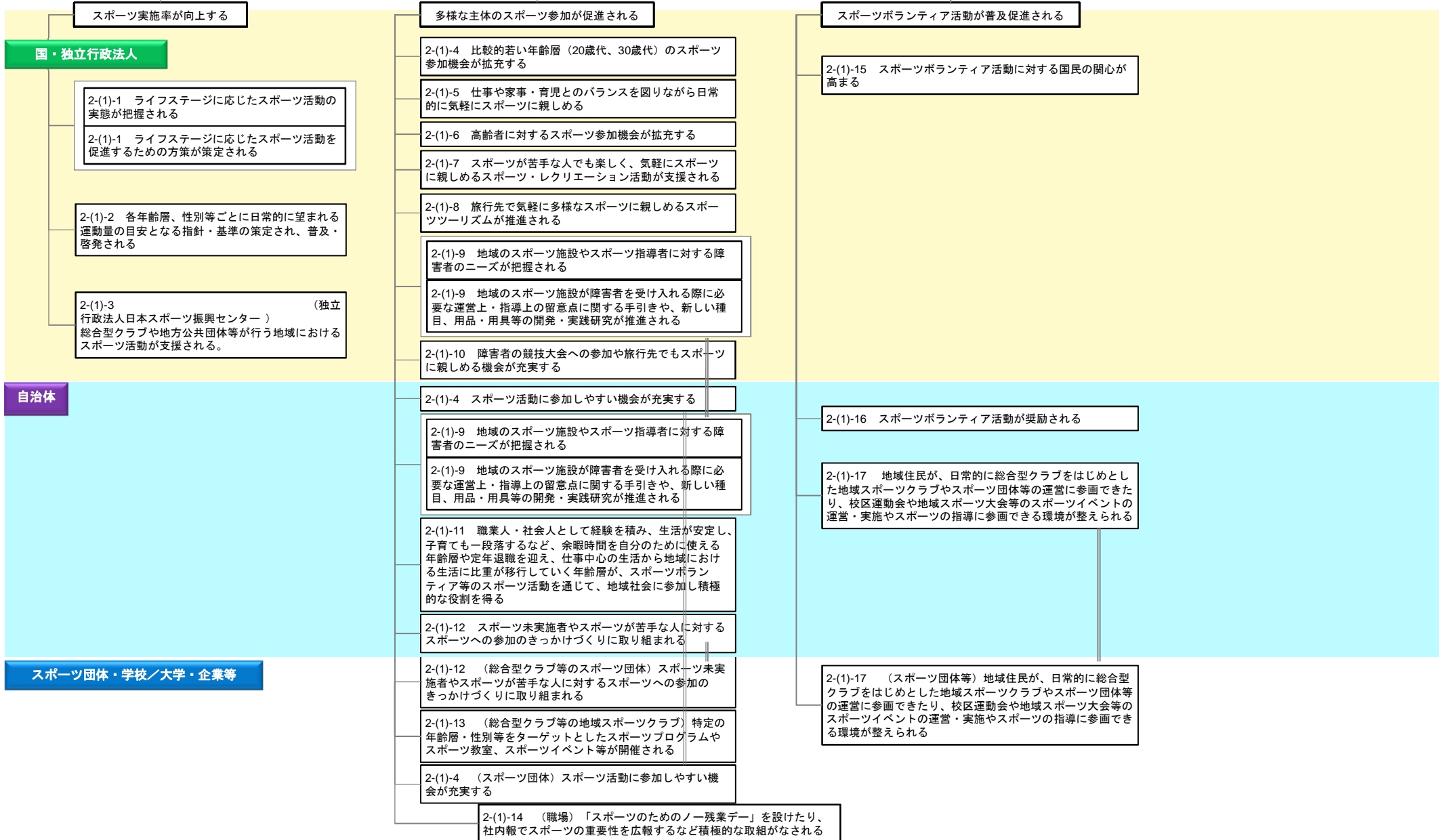
1-(3)-9 (スポーツ少年団) 子どもの発達の段階に応じて多様な指導を行うことができるスポーツ指導者の養成及び資質の向上が図られる

2. 若者のスポーツ参加機会の拡充や高齢者の体力づくり支援等 ライフステージに応じたスポーツ活動の推進（1）

2 ライフステージに応じたスポーツ活動が推進される

2-(1) ライフステージに応じたスポーツ参加等を促進する環境が整備される

2-(2) スポーツによって生じる事故・外傷・障害等の 防止や軽減が図られる



2. 若者のスポーツ参加機会の拡充や高齢者の体力づくり支援等 ライフステージに応じたスポーツ活動の推進（2）

2 ライフステージに応じたスポーツ活動が推進される

2-(1) ライフステージに応じたスポーツ参加等を促進する環境が整備される

国・独立行政法人

2-(2)-1 全国的なスポーツ事故・外傷・障害等の実態が把握され、その原因が分析され、スポーツ事故・外傷・障害等の確実な予防を可能にするスポーツ医・科学の疫学的研究の取組が推進される

2-(2)-2 （国立スポーツ科学センター）開発した高度なスポーツ医・科学の研究成果がスポーツ事故・外傷・障害等の防止等に活用され、人々の日常のスポーツ活動に広く還元される

2-(2)-3 スポーツ医・科学の成果が地域スポーツの様々な場面で活用される

自治体

スポーツ団体・学校／大学・企業等

2-(2) スポーツによって生じる事故・外傷・障害等の防止や軽減が図られる

2-(2)-4 （国、独立行政法人）スポーツ指導者やクラブマネジャー、スポーツイベントの主催者、スポーツ施設の管理者等を対象として、スポーツ事故・外傷・障害等に関する最新のスポーツ医・科学的知見を学習するための研修やスポーツ用具の定期的な点検及び適切な保管管理に関する啓発の機会が設けられるとともに、スポーツドクター等地域の医療機関の専門家等との連携を促進するなど、スポーツ事故・外傷・障害等を未然に防止するための取組が推進される

2-(2)-4 （国、独立行政法人）スポーツに関する保険制度について普及を促すなど、事故対応に係る意識の啓発が促進される

2-(2)-5 スポーツ事業の実施・運営にあたり、AED設置の確認や携行、機器を使用できる者の会場配置等、不測の事態が生じた際に速やかにAEDを使用できる体制整備を図るよう普及・啓発される

2-(2)-4 スポーツ指導者やクラブマネジャー、スポーツイベントの主催者、スポーツ施設の管理者等を対象として、スポーツ事故・外傷・障害等に関する最新のスポーツ医・科学的知見を学習するための研修やスポーツ用具の定期的な点検及び適切な保管管理に関する啓発の機会が設けられるとともに、スポーツドクター等地域の医療機関の専門家等との連携を促進するなど、スポーツ事故・外傷・障害等を未然に防止するための取組が推進される

2-(2)-4 スポーツに関する保険制度について普及を促すなど、事故対応に係る意識の啓発が促進される

2-(2)-6 公共スポーツ施設等において保有されるAEDについて、定期的な点検や適切な保管管理が行われる

2-(2)-6 AEDの設置の有無や、設置の機器のタイプ等を表示して、施設利用者に周知される

2-(2)-4 （スポーツ団体等）スポーツ指導者やクラブマネジャー、スポーツイベントの主催者、スポーツ施設の管理者等を対象として、スポーツ事故・外傷・障害等に関する最新のスポーツ医・科学的知見を学習するための研修やスポーツ用具の定期的な点検及び適切な保管管理に関する啓発の機会が設けられるとともに、スポーツドクター等地域の医療機関の専門家等との連携を促進するなど、スポーツ事故・外傷・障害等を未然に防止するための取組が推進される

2-(2)-4 （スポーツ団体等）スポーツに関する保険制度について普及を促すなど、事故対応に係る意識の啓発が促進される

2-(2)-7 国立青少年教育施設・国営公園等におけるハイキング、トレッキング、サイクリングやキャンプ活動等野外活動やスポーツ・レクリエーション活動の場となる施設等の安全確保がなされる

2-(2)-8 地方公共団体が行う公共スポーツ施設等の安全確保対策の支援がなされる

2-(2)-8 子どもや女性、高齢者、障害者を含む全ての地域住民が楽しく安全にスポーツ・レクリエーション活動を含むスポーツに親しめる環境が創り出される

3. 住民が主体的に参画する地域のスポーツ環境の整備 (1)

3 地域のスポーツ環境が整備される

3-(1) コミュニティの中心となる地域スポーツクラブが育成・推進される

3-(2) 地域のスポーツ指導者等が充実する

3-(3) 地域のスポーツ施設が充実する

3-(4) 地域スポーツと企業・大学等が連携する

地域スポーツクラブに対して育成・支援等がなされる

地域スポーツクラブと地域との連携により課題解決等がなされる

総合型クラブ間のネットワークが拡充する

国・独立行政法人

- 3-(1)-1 望ましい総合型クラブの在り方や支援策が策定される
- 3-(1)-1 総合型クラブの支援策が改善される

- 3-(1)-2 総合型クラブが自立する
- 3-(1)-2 支援の対象範囲が拡大する

3-(1)-3 地域スポーツクラブの運営財源が拡充する

3-(1)-4 「クラブアドバイザー（仮称）」について協議・検討される

3-(1)-5 活動の功績が顕著な総合型クラブの顕彰の在り方が整理される

3-(1)-6 広域スポーツセンターの在り方が見直される

3-(1)-7 （独立行政法人日本スポーツ振興センター）スポーツによる地域や世代間の交流の基盤が整備される

3-(1)-9 総合型クラブが、スポーツ・レクリエーション活動を含むスポーツだけでなく、文化・福祉活動等も展開することに資する先進事例等が収集され、情報発信される

3-(1)-14 「総合型地域スポーツクラブ交流大会（仮称）」が開催される

自治体

3-(1)-8 地域スポーツクラブがNPO法人格を取得することが促進される

3-(1)-10 拠点クラブやスポーツ指導者に関する情報提供が充実する

3-(1)-11 子どもの総合型クラブ認知度が向上する

3-(1)-12 総合型クラブが幼稚園や放課後児童クラブ（学童保育）等と連携し、スポーツ教室における運動や外遊び等の機会を増やす取組を支援する

3-(1)-15 総合型クラブ連絡協議会の組織体制が充実し、自立化する

スポーツ団体・学校／大学・企業等

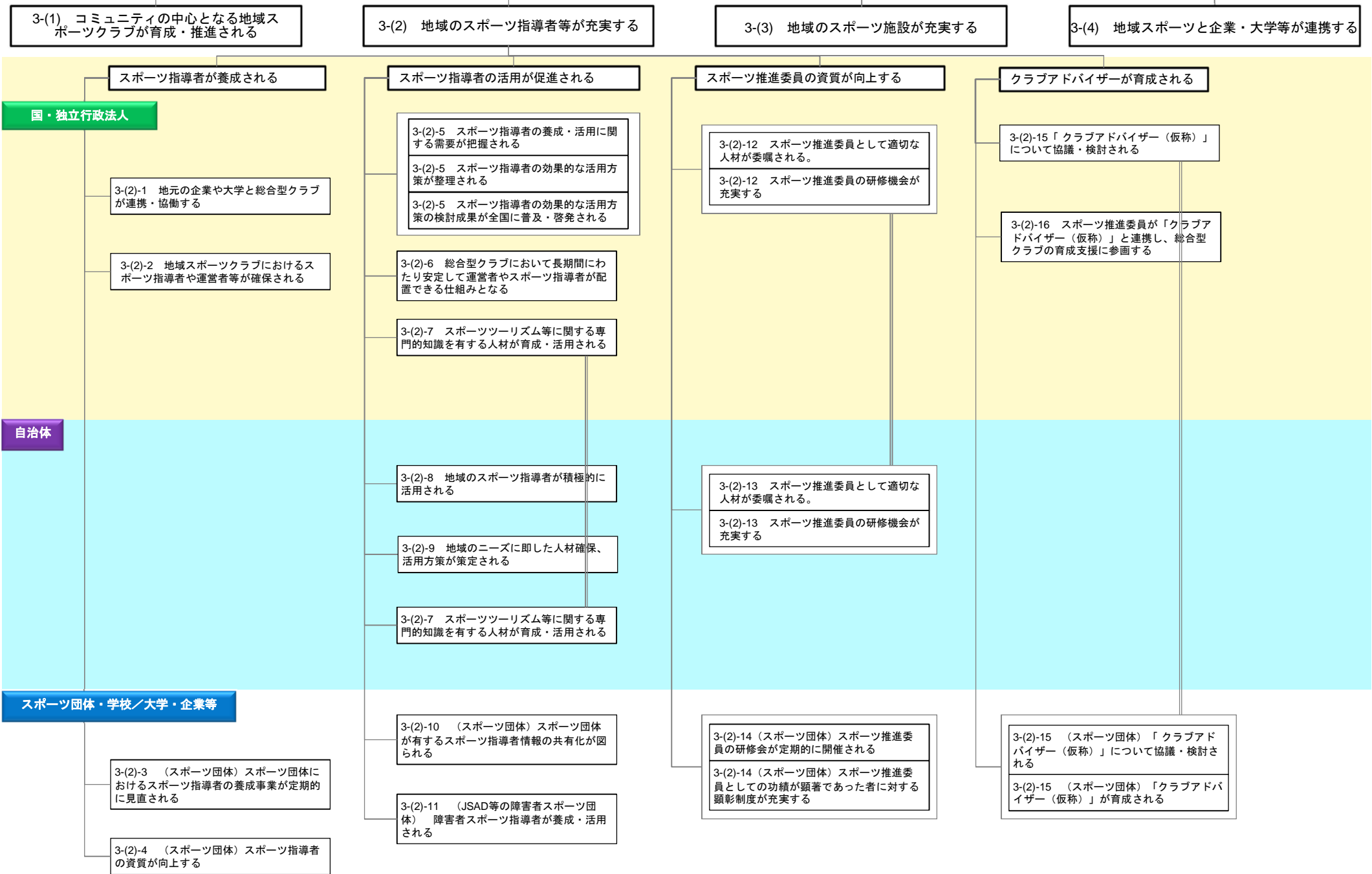
- 3-(1)-4 （スポーツ団体）「クラブアドバイザー（仮称）」について協議・検討される
- 3-(1)-4 （スポーツ団体）「クラブアドバイザー（仮称）」が育成される

3-(1)-13 （地域スポーツクラブ）地域スポーツクラブが「新しい公共」を担うコミュニティの核として充実・発展する

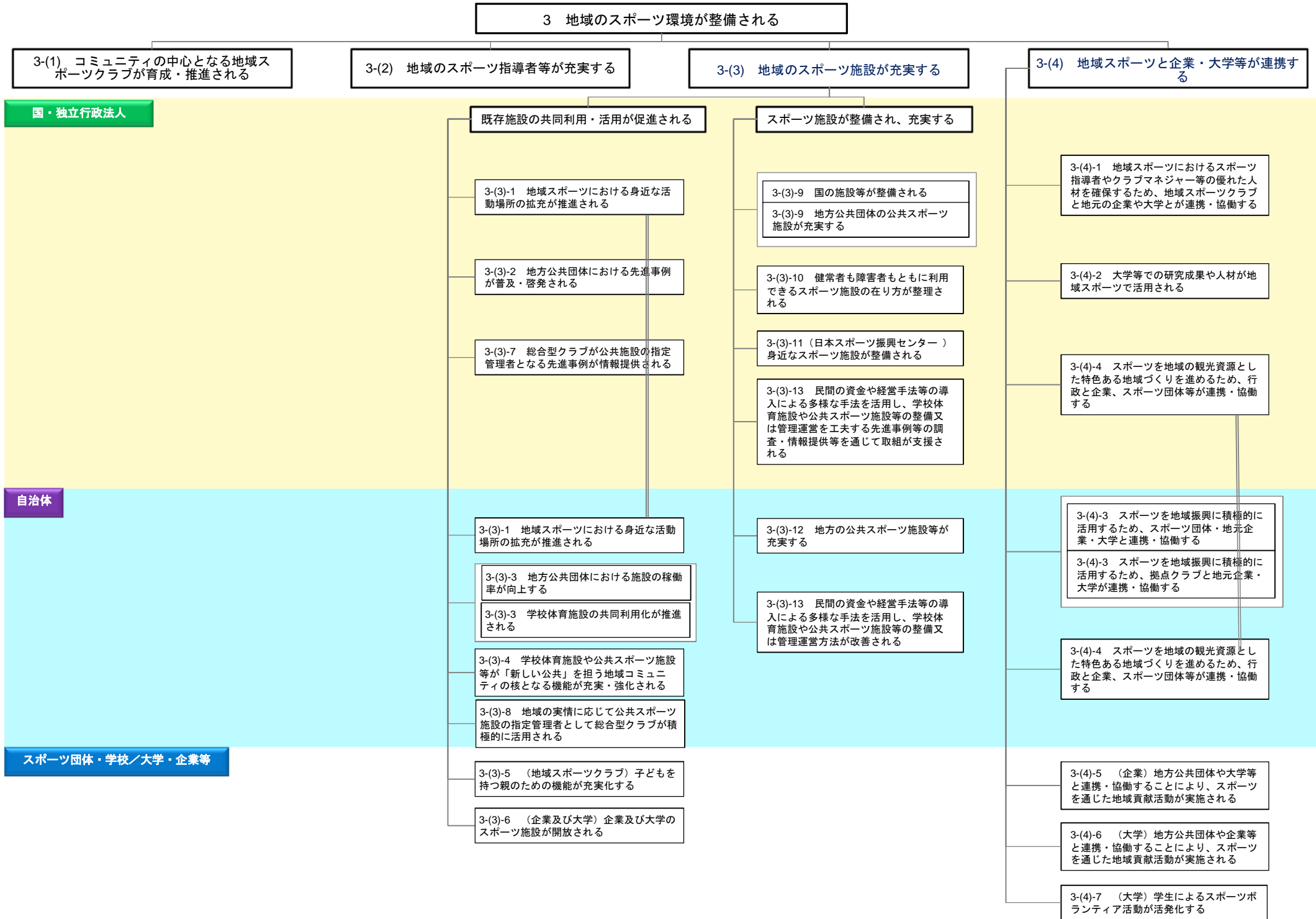
3-(1)-16 （スポーツ団体、総合型クラブ全国協議会）総合型クラブ全国協議会の活動が充実する

3. 住民が主体的に参画する地域のスポーツ環境の整備 (2)

3 地域のスポーツ環境が整備される



3. 住民が主体的に参画する地域のスポーツ環境の整備 (3) (4)



4. 国際競技力の向上に向けた人材の養成やスポーツ環境の整備 (1)

4 ジュニア期からトップレベルに至る人材養成システムの構築とスポーツ環境が整備される

4-(1) ジュニア期からトップレベルに至る戦略的支援が強化される

4-(2) スポーツ指導者及び審判員等の養成・研修やキャリア循環の形成がなされる

4-(3) トップアスリートのための強化・研究活動等の拠点が構築される

国・独立行政法人

- 4-(1)-1 効果的にアスリートの強化が図られる
- 4-(1)-2 中央競技団体がメダルを獲得できる潜在的な能力を有するアスリートの発掘・育成・強化を図り、トップアスリート層を厚くしていくような育成システムが自立的に構築される
- 4-(1)-3 (国及び日本スポーツ振興センター) 将来性の豊かなジュニアアスリートが発掘・育成される
- 4-(1)-4 将来性豊かなアスリートの発掘・育成を念頭に置き、ジュニアアスリートからトップアスリートまで、国際レベルを目指すアスリートが競う国内トップレベルの総合競技大会として、国民体育大会を開催される
- 4-(1)-6 マルチサポートが戦略的・継続的に実施される
- 4-(1)-6 大規模な国際競技大会において、マルチサポート・ハウスの設置が取り込まれる
- 4-(1)-8 JOC、JPC及び中央競技団体による国際的ネットワークの構築が戦略的に進められる
- 4-(1)-9 トップアスリートの意欲を高める観点や、トップアスリートの強化活動に多大な貢献をしている企業スポーツが支援される
- 4-(1)-10 競技性の高い障害者スポーツについて、さらなるメダル獲得に向けたアスリートの発掘・育成・強化や情報分野等による支援、競技用具等の開発、調査研究等が推進される
- 4-(1)-11 (日本スポーツ振興センター) 競技性の高い障害者スポーツを含むトップスポーツにおいてスポーツ団体が行うトップアスリートの強化活動が支援される

自治体

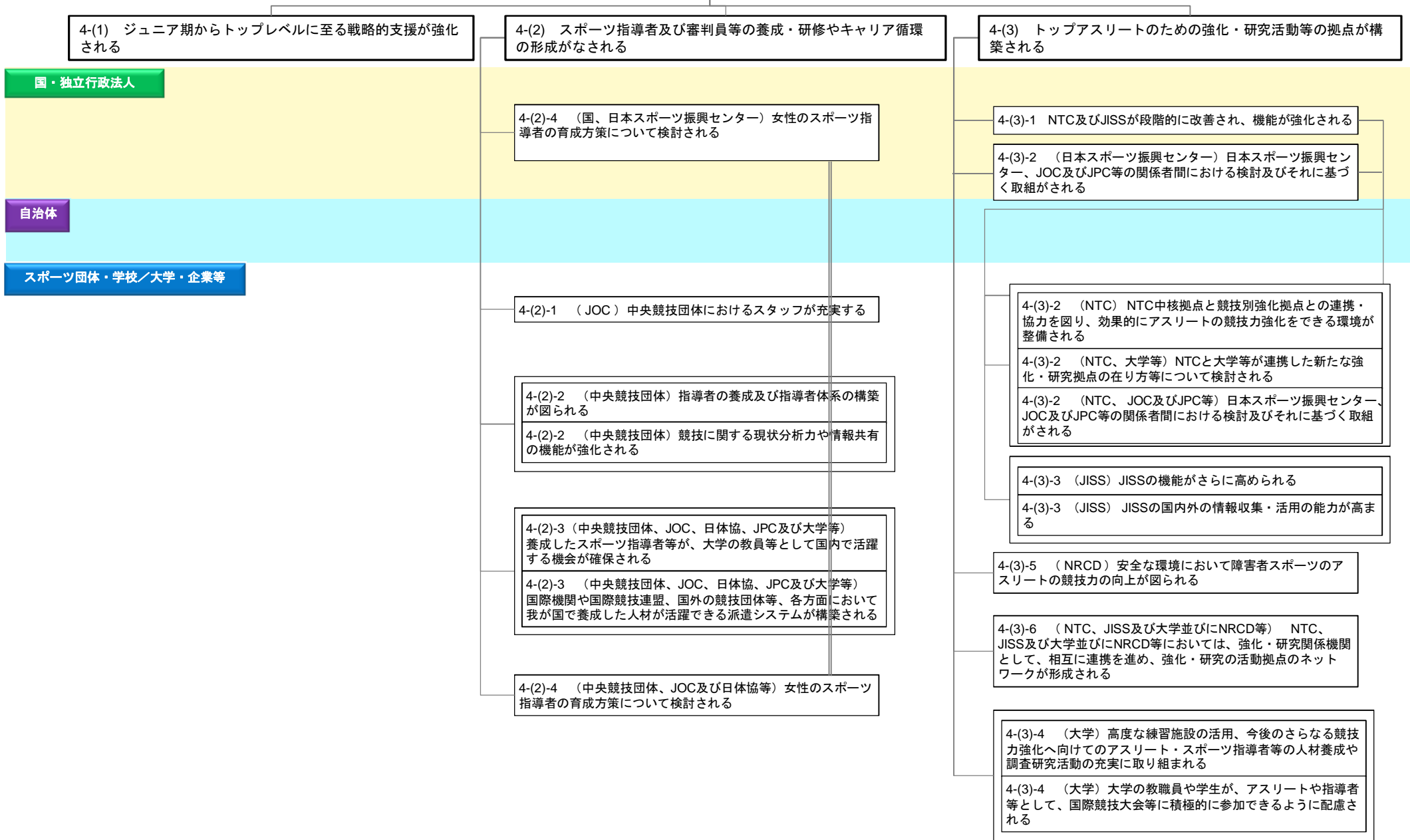
- 4-(1)-4 将来性豊かなアスリートの発掘・育成を念頭に置き、ジュニアアスリートからトップアスリートまで、国際レベルを目指すアスリートが競う国内トップレベルの総合競技大会として、国民体育大会を開催される
- 4-(1)-5 個々のアスリートの特性や発達段階、学業とのバランスや本人のキャリア形成にも配慮した適切な支援の努力がなされる

スポーツ団体・学校/大学・企業等

- 4-(1)-4 (日体協) 将来性豊かなアスリートの発掘・育成を念頭に置き、ジュニアアスリートからトップアスリートまで、国際レベルを目指すアスリートが競う国内トップレベルの総合競技大会として、国民体育大会が開催される
- 4-(1)-4 (スポーツ団体) 国民体育大会以外の場も活用しながら、ジュニアアスリートの発掘・育成が取り込まれる
- 4-(1)-5 (ジュニアアスリートの育成に関わるスポーツ指導者、スポーツ団体、保護者、学校等) 個々のアスリートの特性や発達段階、学業とのバランスや本人のキャリア形成にも配慮した適切な支援の努力がなされる
- 4-(1)-7 (JOC、JPC及び中央競技団体等) 国際オリンピック委員会や国際パラリンピック委員会、国際競技連盟との競技力向上に向けた情報共有の場や国際的ネットワークが構築される
- 4-(1)-9 (JOC、JPC) トップアスリートの意欲を高める観点や、トップアスリートの強化活動に多大な貢献をしている企業スポーツが支援される
- 4-(1)-9 (JOC、JPC) 新たなスポーツ種目のうち、競技性が高まってオリンピック・パラリンピック種目になる可能性のあるような種目等も視野に入れた支援がなされる

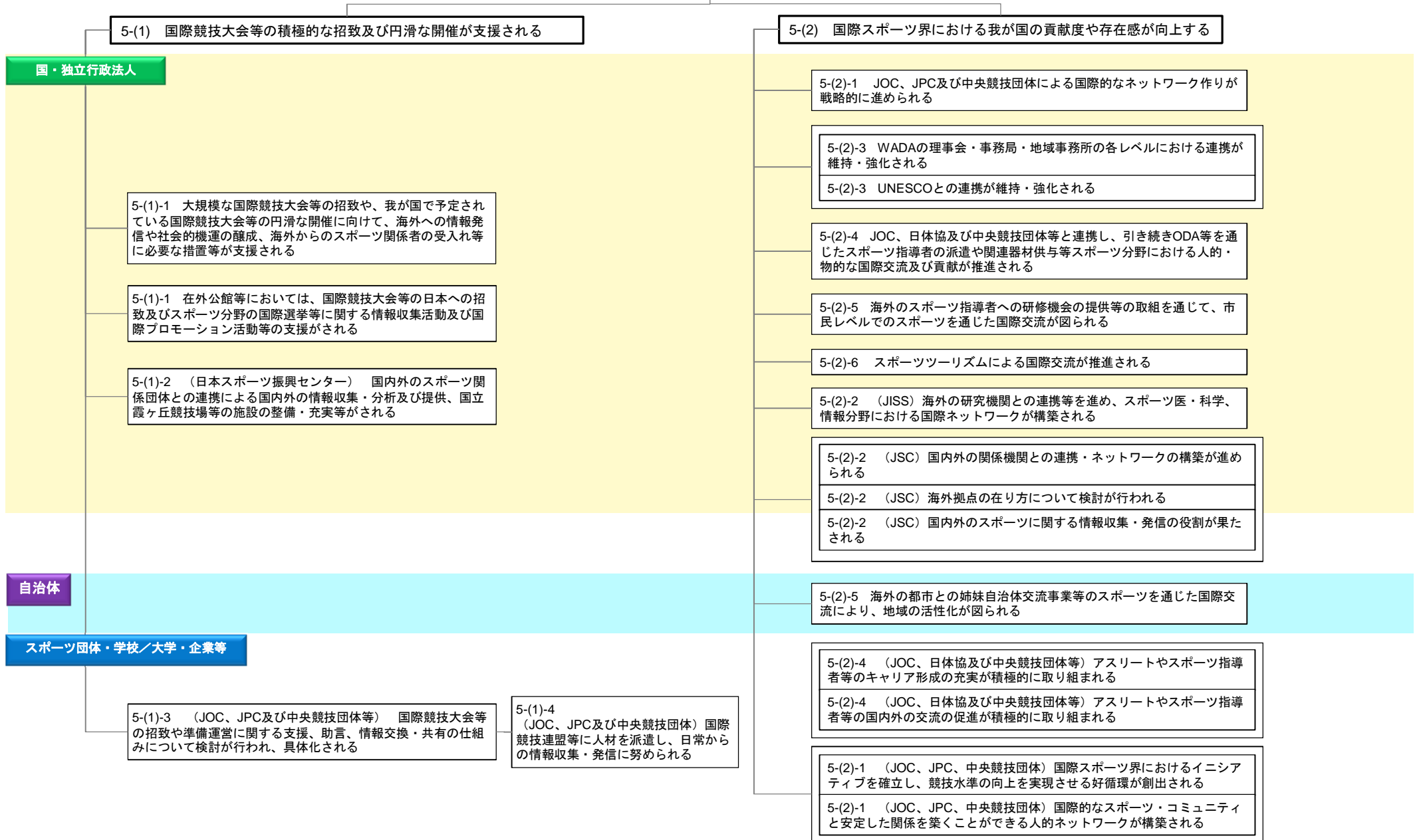
4. 国際競技力の向上に向けた人材の養成やスポーツ環境の整備 (2) (3)

4 ジュニア期からトップレベルに至る人材養成システムの構築とスポーツ環境が整備される



5. オリンピック・パラリンピック等の国際競技大会等の招致・開催等を通じた国際交流・貢献の推進

5 国際競技大会等の招致、円滑な開催がなされる



5(1) 国際競技大会等の積極的な招致及び円滑な開催が支援される

5(2) 国際スポーツ界における我が国の貢献度や存在感が向上する

国・独立行政法人

5(1)-1 大規模な国際競技大会等の招致や、我が国で予定されている国際競技大会等の円滑な開催に向けて、海外への情報発信や社会的機運の醸成、海外からのスポーツ関係者の受入れ等に必要措置等が支援される

5(1)-1 在外公館等においては、国際競技大会等の日本への招致及びスポーツ分野の国際選挙等に関する情報収集活動及び国際プロモーション活動等の支援がされる

5(1)-2 (日本スポーツ振興センター) 国内外のスポーツ関係団体との連携による国内外の情報収集・分析及び提供、国立霞ヶ丘競技場等の施設の整備・充実等がされる

5(1)-3 (JOC、JPC及び中央競技団体等) 国際競技大会等の招致や準備運営に関する支援、助言、情報交換・共有の仕組みについて検討が行われ、具体化される

5(1)-4 (JOC、JPC及び中央競技団体) 国際競技連盟等に人材を派遣し、日常からの情報収集・発信に努められる

5(2)-1 JOC、JPC及び中央競技団体による国際的なネットワーク作りが戦略的に進められる

5(2)-3 WADAの理事会・事務局・地域事務所の各レベルにおける連携が維持・強化される

5(2)-3 UNESCOとの連携が維持・強化される

5(2)-4 JOC、日体協及び中央競技団体等と連携し、引き続きODA等を通じたスポーツ指導者の派遣や関連器材供与等スポーツ分野における人的・物的な国際交流及び貢献が推進される

5(2)-5 海外のスポーツ指導者への研修機会の提供等の取組を通じて、市民レベルでのスポーツを通じた国際交流が図られる

5(2)-6 スポーツツーリズムによる国際交流が推進される

5(2)-2 (JISS) 海外の研究機関との連携等を進め、スポーツ医・科学、情報分野における国際ネットワークが構築される

5(2)-2 (JSC) 国内外の関係機関との連携・ネットワークの構築が進められる

5(2)-2 (JSC) 海外拠点の在り方について検討が行われる

5(2)-2 (JSC) 国内外のスポーツに関する情報収集・発信の役割が果たされる

5(2)-5 海外の都市との姉妹自治体交流事業等のスポーツを通じた国際交流により、地域の活性化が図られる

5(2)-4 (JOC、日体協及び中央競技団体等) アスリートやスポーツ指導者等のキャリア形成の充実が積極的に取り組まれる

5(2)-4 (JOC、日体協及び中央競技団体等) アスリートやスポーツ指導者等の国内外の交流の促進が積極的に取り組まれる

5(2)-1 (JOC、JPC、中央競技団体) 国際スポーツ界におけるイニシアティブを確立し、競技水準の向上を実現させる好循環が創出される

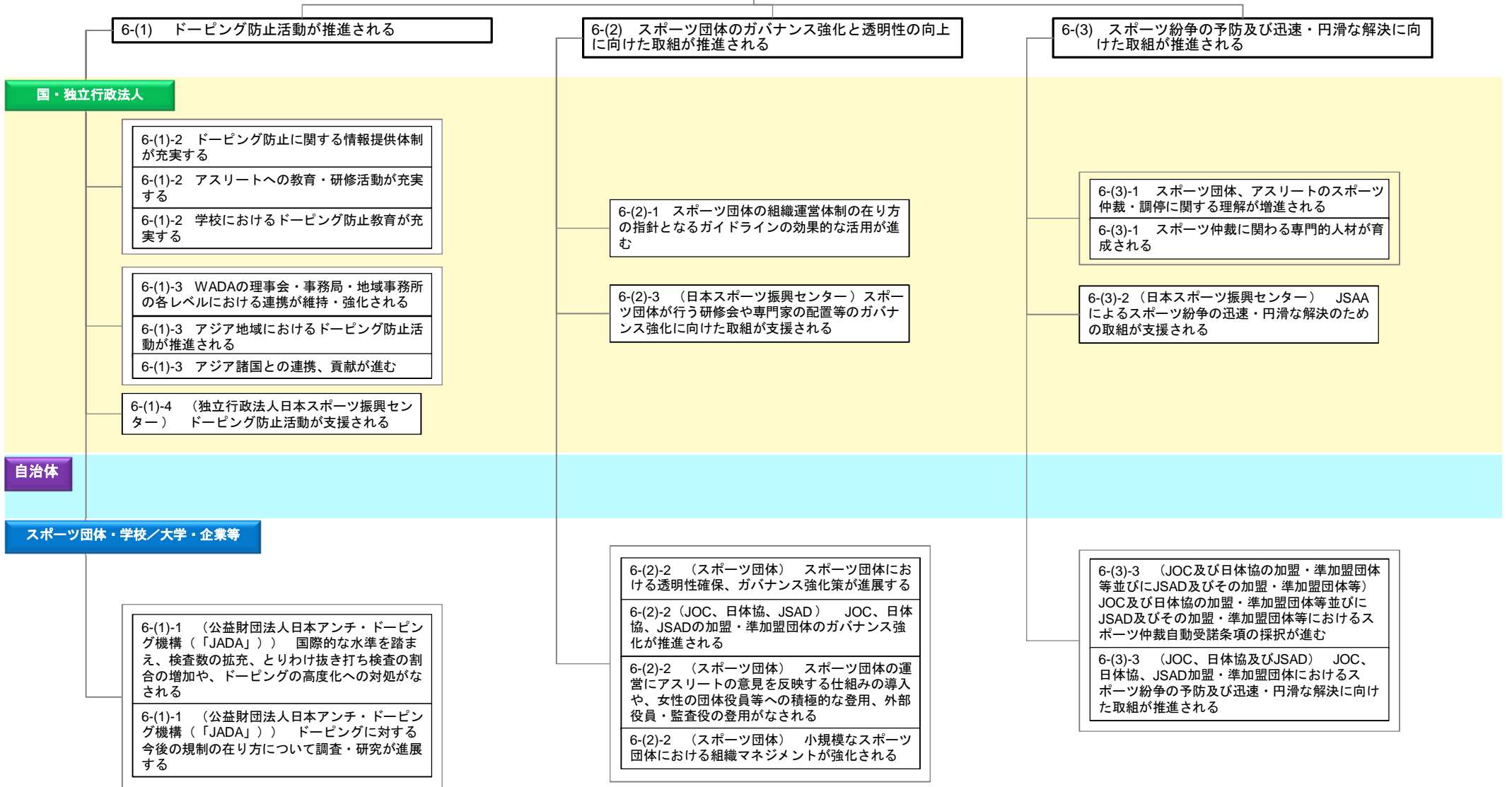
5(2)-1 (JOC、JPC、中央競技団体) 国際的なスポーツ・コミュニティと安定した関係を築くことができる人的ネットワークが構築される

自治体

スポーツ団体・学校/大学・企業等

6. ドーピング防止やスポーツ仲裁等の推進による スポーツ界の透明性、公平・公正性の向上

6 スポーツ界における透明性、公平・公正性が向上する



国・独立行政法人

6-1) ドーピング防止活動が推進される

6-1)-2 ドーピング防止に関する情報提供体制が充実する
6-1)-2 アスリートへの教育・研修活動が充実する
6-1)-2 学校におけるドーピング防止教育が充実する

6-1)-3 WADAの理事会・事務局・地域事務所の各レベルにおける連携が維持・強化される
6-1)-3 アジア地域におけるドーピング防止活動が推進される
6-1)-3 アジア諸国との連携、貢献が進む

6-1)-4 (独立行政法人日本スポーツ振興センター) ドーピング防止活動が支援される

自治体

6-2) スポーツ団体のガバナンス強化と透明性の向上に向けた取組が推進される

6-2)-1 スポーツ団体の組織運営体制の在り方の指針となるガイドラインの効果的な活用が進む

6-2)-3 (日本スポーツ振興センター) スポーツ団体が行う研修会や専門家の配置等のガバナンス強化に向けた取組が支援される

6-3) スポーツ紛争の予防及び迅速・円滑な解決に向けた取組が推進される

6-3)-1 スポーツ団体、アスリートのスポーツ仲裁・調停に関する理解が増進される
6-3)-1 スポーツ仲裁に関わる専門的人材が育成される

6-3)-2 (日本スポーツ振興センター) JSAAによるスポーツ紛争の迅速・円滑な解決のための取組が支援される

スポーツ団体・学校/大学・企業等

6-1)-1 (公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構「JADA」) 国際的な水準を踏まえ、検査数の拡充、とりわけ抜き打ち検査の割合の増加や、ドーピングの高度化への対処がなされる

6-1)-1 (公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構「JADA」) ドーピングに対する今後の規制の在り方について調査・研究が進展する

6-2)-2 (スポーツ団体) スポーツ団体における透明性確保、ガバナンス強化策が進展する

6-2)-2 (JOC、日体協、JSAD) JOC、日体協、JSADの加盟・準加盟団体のガバナンス強化が推進される

6-2)-2 (スポーツ団体) スポーツ団体の運営にアスリートの意見を反映する仕組みの導入や、女性の団体役員等への積極的な登用、外部役員・監査役の登用がなされる

6-2)-2 (スポーツ団体) 小規模なスポーツ団体における組織マネジメントが強化される

6-3)-3 (JOC及び日体協の加盟・準加盟団体等並びにJSAD及びその加盟・準加盟団体等) JOC及び日体協の加盟・準加盟団体等並びにJSAD及びその加盟・準加盟団体等におけるスポーツ仲裁自動受諾条項の採択が進む

6-3)-3 (JOC、日体協及びJSAD) JOC、日体協、JSAD加盟・準加盟団体におけるスポーツ紛争の予防及び迅速・円滑な解決に向けた取組が推進される

7. スポーツ界における好循環の創出に向けた トップスポーツと地域におけるスポーツとの連携・協働の推進

7. 連携・協働を通じたスポーツ界における好循環が創出される

